

全日遊連(協)発第133号
平成16年3月25日

各都府県方面遊協(連)
理事長(会長)殿

全日本遊技事業協同組合連合会
理事長 山田茂則

4月からの消費税総額表示方式の実施に伴う 『営業所内の遊技料金表示』について

本年4月1日から、消費者に対する「値札」や「広告」等において価格を表示する場合には、消費税相当額(地方消費税含)を含んだ支払総額の表示を義務付ける「総額表示方式」がスタートします。

パチンコ営業者は、風営法によって営業所内に遊技料金の表示を義務付けられていますが、今回の「総額表示方式」の実施にあたり、パチンコ店舗における遊技料金の表示内容について「警察庁生活環境課」及び「財務省主税局」に照会したところ、

遊技料金表示については、4月以降も従前通りの表示内容・方法で良い

とのご指導を頂きましたので、お知らせします。

各府県組合は、傘下の各組合員ホールに対し、その旨ご連絡されるようお願いいたします。

現行、遊技料金に消費税等(消費税及び地方消費税)を転嫁していない店舗において以下のような表示を行っている場合、変更の必要はありません。

当店の遊技料金は以下の通りです。

ぱちんこ遊技機 … 玉1個につき 4円

回胴式遊技機 … メダル1枚につき 20円

※上記は参考例です。

なお、このような場合において、賞品提供時に消費税等を転嫁する場合、賞品の価格の最高限度額は、消費税等を含んで1万円です。

一方、遊技料金に消費税等を転嫁している店舗にあつては、その旨及び消費税等の額についても明示して下さい。

(なお、その場合、賞品提供時に消費税等を再び転嫁することはできません。遊技料金の上限は、消費税等を含まずに4円です。)

以上